

議案第139号

北上市市税条例の一部を改正する条例

北上市市税条例（平成3年北上市条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(手数料等)</p> <p>第9条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、市税に係る手数料を徴収する事項及びその金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 課税所得に関する証明 <u>1件につき350円</u></p> <p>(2)～(10) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、手数料を徴収しない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>5・6 [略]</p>	<p>(手数料等)</p> <p>第9条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、市税に係る手数料を徴収する事項及びその金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 課税所得に関する証明</p> <p><u>ア 北上市手数料条例（平成12年北上市条例第3号）第5条に規定する多機能端末機から交付するもの 1件につき300円</u></p> <p><u>イ 上記以外のもの 1件につき350円</u></p> <p>(2)～(10) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合（<u>同項第1号アに規定する証明を除く。</u>）には、手数料を徴収しない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>5・6 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和3年6月9日から施行する。

令和3年3月4日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

個人番号カードを利用したコンビニエンスストア等の多機能端末機を介した課税所得証明の交付に係る手数料を定めようとするものである。